

自由権規約 条約機関の一般的意見

➤ English

仮訳 日本弁護士連合会

序 文 1

一般的意見 1(13) 40条・報告義務

一般的意見 2(13) 40条・報告のための指針

一般的意見 3(13) 2条・締約国の義務

一般的意見 4(13) 3条・両性の平等

一般的意見 5(13) 4条・権利の停止

一般的意見 6(16) 6条・生命に関する権利

一般的意見 7(16) 7条・拷問、品位を傷つける取扱い

一般的意見 8(16) 9条・身体の自由及び逮捕又は抑留の手続

一般的意見 9(16) 10条・身体の自由及び逮捕又は抑留の手続

一般的意見10(19) 19条・表現の自由

一般的意見11(19) 20条・戦争宣伝、差別唱尊の禁止

一般的意見12(21) 1条・人民の自決権

一般的意見13(21) 14条・公正な裁判を受ける権利

一般的意見14(23) 6条・生命に対する権利と核兵器

一般的意見15(27) 規約上の外国人の地位

一般的意見16(32) 17条・私生活、家族、通信等の保護

一般的意見17(35) 24条・子どもの権利

一般的意見18(37) 26条・法律の前の平等

一般的意見19(39) 23条・家族の保護

一般的意見20(44) 7条・拷問、品位を傷つける取扱い

一般的意見21(44) 10条・自由を奪われた者の取扱い

一般的意見22(48) 18条・思想・良心・宗教の自由

一般的意見23(50) 27条・少数民族の権利



一般的意見24(52) 人権規約又はこれについての選択議定書の批准又は加入の際の留保に関する問題についての又は規約第41条に基づく宣言についての一般的意見

一般的意見25(57) 25条・政治に参与する権利

一般的意見27(67) 12条・移動の自由 (PDFファイル;28KB)

一般的意見28 3条・両性の平等 (PDFファイル;41KB)

一般的意見29 4条・緊急事態 (PDFファイル;34KB)

一般的意見30 規約第40条で規定される締約国の報告義務 (PDFファイル;20KB)

一般的意見31 (18) 規約締約国的一般的法的義務の性質(PDFファイル;162KB)

一般的意見32 14条・裁判所の前の平等と公正な裁判を受ける権利 (PDFファイル;85KB)

一般的意見33 市民的及び政治的権利に関する国際規約第1選択議定書に基づく締約国の義務 (PDFファイル;29KB)

一般的意見34 19条・意見及び表現の自由(PDFファイル;65KB)

一般的意見35 9条・身体の自由及び安全 (PDFファイル;508KB)

一般的意見36 6条・生命に対する権利

自由権規約第6条についての一般的意見N o. 36草案に対する日本政府コメントについての意見書 (PDFファイル;438KB)

一般的意見37 21条・平和的集会の権利 (PDFファイル;927KB)

注1：カッコ内の数字は、当該意見が採択された会期を示す。

注2：「一般的意見27」からPDFファイルで掲載している。

序文 1

委員会は締約国がその報告義務を果たすことを進んで援助する意志のあることを繰返し表明する。これら的一般的意見はかかる事項の一部の側面に注意を喚起するものであるが、制限的な意味を有せず、また規約の実施における異なる側面の間で優先的な順位を付すものではない。これらの意見には、時間的制約が許し、経験が累加されるに従い、隨時他の意見が続くであろう。

委員会は、これまでのところ77の1次(初回)報告、34の2次定期報告及び特定の事件における追加情報及び補足報告を審査している。この経験は、現在規約を批准している締約国87カ国の中のかなりの数を網羅している。かかる締約国は政治形態、社会体制及び法体系の異なる世界の様々な地域を代表しており、かかる締約国による報告は、規約の実施において発生しうる問題のほとんどを例証している。

ただし、かかる報告は市民的及び政治的権利に関する全世界の状況を検討する完全な根拠を提供するものではない。



これらの一般的意見の目的は、かかる経験をすべての締約国の利益に役立てることによって、締約国における規約の実施をさらに促進すること、かかる締約国に対し、多数の報告により明らかにされた規約実施の不十分さに注意を喚起すること、報告手続の改善を提案すること、及び人権の促進と保護

におけるかかる締約国及び国際組織の活動を奨励することである。これらの意見は、その他の国家、特に規約の加盟国になろうとしている国家にとっても有益であり、従って世界的な人権の促進と保護におけるすべての国家の協調を強めるためにも有益である。

一般的意見1(13) (40条・報告義務) 1981.7.28 採択

締約国は、規約第40条に従い、当該締約国についてこの規約が効力を生ずる時から1年以内に、そしてその後は委員会が要請するときに、報告を提出することを約束した。現在まで、第1回の報告を要請する、この規定の最初の部分のみが定めに従い実施されているにすぎない。委員会は、その年次報告から明らかのように、少数の国のみがその報告を時間通りに提出したにすぎないことに留意する。大部分の報告は数か月から数年に及ぶ遅滞をもって提出されたし、若干の締約国は委員会が何度も督促及びその他の行動をとったにもかかわらず、依然報告を未提出である。次のような事実、つまり多くの締約国は多少の遅れにもかかわらず、委員会と建設的な対話をもってきたという事実から、締約国は通常、第40条第1項の定める期間内に報告義務を履行することができるはずであること、及び、今後そのように行動することは締約国自身の利益にもなること、と思われる。規約の批准に際しては国は、非常に多数の市民的及び政治的権利をカバーする報告の適正な準備には必然的に時間を必要とするものであることから、その報告義務にきちんと留意しておくべきである。

一般的意見2(13) (40条・報告のための指針) 1981.7.28採択

1 委員会は、提出された第1回報告のいくつかが極めて短くかつ一般的であったため、報告の形式及び内容に関する一般的ガイドラインを作成することが必要であると認めたことに留意する。これらのガイドラインは、報告が均一の形で提出されるよう確保すること並びに委員会及び締約国が規約で述べられた権利の実施に関し各国における事態の完全な描写を得ることができるようにすること、を狙いとしていた。しかし、ガイドラインにもかかわらず、いくつかの報告は依然、極めて短くかつ一般的であって、第40条の報告義務を満たしていない。

2 規約第2条は、規約を実施するために必要な、立法措置その他の措置をとりそして救済措置を与えることを締約国に要求する。第40条は、締約国が、そのとった措置、規約上の権利の享受についてもたらされた進歩並びに規約の実施に影響を及ぼす要因及び障害が存在する場合には、その要因及び障害、に関する報告を委員会に提出するよう要求する。形式上一般的にはガイドラインに従った報告であっても、内容上不完全であった。いくつかの報告からは、規約が国内法の一部として実施されているのか否かを理解することは困難であったし、そして多くの報告は、関連する法令に関して明らかに不完全なものであった。いくつかの報告では、権利を守りかつ実施する国内機関の役割が明らかにされていなかった。更に、規約の実施に影響を及ぼす要因及び障害につき説明している報告は、ごくわずかしかなかった。

3 委員会の考えるところでは、報告義務には、規約上の義務に関する関連法令のみならず、規約で認められる権利の実際の実施と享受の程度を示すであろう、締約国の裁判所やその他の機関の実行及



4 規約第23条第2項は、婚姻をすることができる年齢の男女が婚姻をしつつ家族を形成する権利を再確認する。同条第3項は、婚姻が両当事者の自由かつ完全な合意なしには成立しない、と定める。締約国の報告は、血縁関係の程度又は意思無能力等の特別な要因に基づいた婚姻をする権利の行使に対する制限又は障害の存否を示すべきである。規約は、男子又は女子のいずれに關しても特定の婚姻適齢(marriagable age)を確立していないが、その年齢は、両当事者が法で規定された形式及び条件により各人の自由かつ完全な個人的同意(personal consent)を与えることを可能にするものであるべきである。この関連で、委員会は、そのような法的規定が規約の保障する他の権利の完全な行使と両立するものでなければならないということに留意したい。よって、例えば、思想、良心及び宗教の自由についての権利は、各國の法令が宗教婚と民事婚の両者の可能性を定めるべきこと、を含意する。しかしながら、委員会の見解では、国が宗教儀式に従って挙行される婚姻が民事法上でも遂行され、確認され又は登録されるよう要求することは、規約と非両立ではない。国はまた、この主題に関する情報をその報告に含めるよう要請される。

5 家族を形成する権利は、原則として、子を産みかつ同居する可能性を含意する。締約国が、家族計画政策を採用する場合、その政策は規約規定と両立すべきであり、そして特に、差別的又は強制的であるべきでない。同様に同居する可能性は、国内レベルで、かつ、場合によっては他国と協力して、家族の一体性(unity)又は再結合(reunification)を、特にその構成員が政治的、経済的又は類似の理由で別居させられている(be separated)場合に、確保する適當な措置をとることを含意する。

6 規約第23条第4項は、締約国が、婚姻中及び婚姻の解消の際に、婚姻に係る配偶者の権利及び責任の平等を確保するため、適當な措置をとる、と定める

7 婚姻に係る平等に関し、委員会は特に、性に基づくいかなる差別も婚姻を理由とさする国籍の取得又は喪失に関連して生起すべきでない、ということに留意したい。同様に、各配偶者が自己の婚姻前の姓の使用を保持する権利又は平等の基礎において新しい姓の選択に参加する権利は、保障されるべきである。

8 婚姻中は、配偶者は、家族において平等の権利及び責任をもつべきである。この平等性は、住居の選択、世帯の運営(running of household)、子の教育及び資産の管理等、両当事者の関係から生起するあらゆる問題に及ぶ。かかる平等性は、法的別居又は婚姻の解消に関する取決めに至るまで適用される。

9 従って、別居若しくは離婚、子の監護、扶養若しくは離婚後扶養(alimony)、訪問権(visiting rights)又は親権の喪失若しくは回復に関する事由及び手続に関わるいかなる差別的取扱いも禁止されなければならないし、その際、児童の至上の利益(the paramount interest)が考慮に入れられなければならない。締約国は特に、婚姻の解消時又は配偶者の別居時にあらゆる児童にとって必要な保護を定める規定に関する情報をその報告中に含めるべきである。

一般的意見20(44)（7条・拷問、品位を傷つける取扱い）1992.4.3採択



1 この一般的意見は、一般的意見7(16)にかわるもので、これを見直し、更に発展させるものである。

2 市民的及び政治的権利に関する国際規約第7条の目的は、個人の尊厳と、身体的、精神的完全性(integrity)の双方を保護することにある。すべての人々に対し、第7条で禁止されている行為につき、その行為が公的権限に基づくか、公的権限を超えているか、又は私的な資格で行動する人々によってなされたか否かを問わず、必要と認められる立法又は他の方法を通じて保護を与えることは、締約国の義務である。第7条における禁止の内容は、本規約第10条第1項の積極的要件によって補完される。即ち、同条項は、「自由を奪われたすべての者は、人道的に、かつ人間の固有の尊厳を尊重して取り扱われる」と規定している。

3 第7条の正文はいかなる制限も認めていない。委員会は、本規約第4条に引用されている公の緊急事態の状況においてすら第7条の規定の停止は認められず、その規約の効力を持続することを再確認する。委員会は同様に、上司又は公的権力からの命令に基づくことなどのいかなる理由についても、第7条違反を免れる正当化根拠、又は酌量すべき情状にならないと考える。

4 規約には第7条の諸概念の定義は含まれておらず、委員会も同条で禁止されている行為のリストを作成し、同条定める異なる種類の処罰、又は取扱いの間の厳密な区別を定立することはしていない。それらの区別は、適用される取扱いの性質・目的・程度に依存する。

5 第7条における禁止は身体的苦痛をもたらす行為だけでなく、被害者に対し精神的苦痛をもたらす行為にも及ぶ。委員会の見解では、更にその禁止は、体罰、即ち犯罪に対する処罰としての、又は教育的、懲戒的措置としてのいきすぎた処分を含む体罰にも及ぶ。この点に関しては、第7条は、特に、教育、医療施設における子供、生徒、患者を保護するものであることを強調することが相当である。

6 委員会は、長期間の被拘禁者又は受刑者の独居拘禁も、第7条によって禁止される行為にあたる場合があることを指摘する。委員会が一般的意見6(16)で述べた通り、本規約第6条は廃止が望ましいと強く示唆する言葉で死刑廃止に言及している。更に、最も重大な犯罪につき、締約国によって死刑が適用されるときは、第6条に従って厳格に制限されるだけでなく、生じ得る身体的・精神的苦痛が最も少ない方法で執行されなければならない。

7 第7条は、当該関係者の自由意思による同意のない医学的又は科学的実験を明示的に禁止している。委員会は、締約国の定期報告書には、一般的にこの点に関する情報が全くないことを指摘したい。この条項の遵守を確保する必要性と方法につき、もっと注意が向けられるべきである。委員会は又は、このような実験に関し、正当な同意を与えることができない人々につき、特にあらゆる形態の拘禁、又は受刑中の人々につき、特別な保護が必要であると考える。このような人々は、自らの健康に有害となり得るいかなる医学的又は科学的実験にも服すべきではない。

8 委員会は、このような取扱い又は刑罰を禁止し、あるいは、これを犯罪とするだけでは、第7条の実施として充分ではないと指摘したい。締約国は委員会に対し、その管轄下の領域における拷問又は残虐な非人道的な若しくは品位を傷つける取扱いに該当する行為を防止し、処罰するためにとった立法・行政・司法、及びそれ以外の措置を報告しなければならない。

9 委員会の見解によれば、締結国は個人を、犯罪人引渡し、追放、又は送還によって、他国に対する帰還の際ににおける拷問又は残虐な非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い、又は処罰の危険にさらしてはいけない。締約国は報告書において、そのためにどんな措置がとられたかを示すべきである。

10 委員会に対しては、拷問禁止と第7条によって禁じられている取扱いに関する関連情報が大衆にまでいかに広く広報されているかにつき、報告がなされるべきである。法の執行に当る職員、医療機関職員、警察官、及びあらゆる形態の逮捕、拘禁、刑に服する人々の拘禁、又は取扱いに関わる人々は、適切な指示と訓練を受けなければならない。締約国は委員会に対し、与えられた指示と訓練、及び第7条の禁止がどのようにかかる人々が服すべき規則及び道徳基準の不可欠な要素を構成しているかについて報告しなければならない。

11 第7条により禁じられた行為に対して、いかなる人々も保障されるべき一般的な保護を与える措置を叙述することに加え、締約国は、著しい弱者に対する特別な保護に関する措置につき、詳細な情報を提供すべきである。拘禁中の人々の実効保護を保障するために、被拘禁者が拘禁の場所として公的に認められた場所で拘禁されること、拘禁の責任者の名前だけではなく、拘禁される者の名前と場所が記録され、親戚や友人を含む関係者に利用可能な登録簿に記載され、面会できる規定がつくられるべきである。同様に、すべての尋問時間と場所は、居合わせたすべての人々の名前と共に記録されるべきであり、この情報は、司法的・行政的手続のために利用されるべきである。他との接触を絶つ拘禁を禁止する規定が置かれるべきである。この関係で締結国は、いかなる拘禁場所にも、拷問又は不当な取扱いのために使われるようないかなる装置もないことを確保しなければならない。被拘禁者の保護のために、医師、弁護士、及び操作の必要がある時は適当な監視の下に家族との速やか且つ定期的な面会を必要とする。

12 拷問又は他の禁じられた取扱いを通じて得られた供述書、又は自白を司法手続において証拠能力があるとして使用することを法律により禁止しなければならないことは、第7条の下での違反行為を抑制するために重要である。

13 締結国は、報告書の提出の際に、拷問又は残虐な非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い、又は刑罰を処罰する刑法の規定につき、公務員又は国のために行動する他の人々によるか、又は私人達によつて犯されたか否かを問わず、このような行為に適用される刑を具体的に報告しなければならない。第7条を犯す人々は、禁止行為を助長するか、命令するか、容認するか、実効するかを問わず、責任を負わねばならない。その結果、その命令に服することを拒否した者は、処罰又は他の不利益な取扱いに服することがあってはならない。

14 第7条は本規約第2条第3項と共に読まれるべきである。報告書において締約国は、その法体系が第7条で禁じられたあらゆる行為を直ちにやめさせることならびに適正な補償につき、いかに効果的な保障をしているかを示すべきである。第7条によって禁じられる虐待を告発する権利は、国内法で認められなければならない。告発については、効果的な救済がなされるように、権限ある当局によって速やかにかつ公平に捜査されなければならない。締約国の報告書は、虐待の被害者が利用可能な救済方法、告発後の手続、告発数に関する統計、その処理結果につき具体的な情報を提供すべきである。

15 委員会は、いくつかの締約国が拷問に関し恩赦を認めていたことに注目してきた。一般的に、恩赦は締約国がこのような行為を捜査すべきこと、その管轄下においてかかる行為が起こらないことを保障すべきこと、将来も発生しないことを確保すること、等の義務に抵触する締約国は、個人から補償及び可能な限りの完全な原状回復を含む効果的な救済を受ける権利を奪ってはならない。

